

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－旧定額法、定額法
 - ・無形固定資産－定額法（15年）
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会の退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額
 - ・賞与引当金
当該会計年度の負担に属する額
- (4) 消費税等の会計処理
 - ・税込方式

3. 重要な会計方針の変更

当年度より社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日制定）を採用している。会計基準移行年度に該当するため、事業活動収支計算書、拠点区分事業活動計算書、貸借対照表、拠点区分貸借対照表の前年度数値は記載していない。（社会福祉法人会計基準への運用上の取扱い等について 別紙2）

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
事業区分が社会福祉事業のみのため、省略している。
- (3) 拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
拠点区分が支援施設ラ・エール拠点区分のみのため、省略している。
- (4) 公益事業、収益事業を実施していないため、公益事業及び収益事業の財務諸表は作成していない。
- (5) 支援施設ラ・エール拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ・法人本部
 - ・就労継続支援B型 ラ・エール
 - ・生活介護 ラ・エール
 - ・共同生活援助 ビブレ
 - ・特定相談支援 ケアマネージメント諏訪
 - ・障害児相談支援 ケアマネージメント諏訪
 - ・生活介護 中村作業所
 - ・地域活動支援センター アウル

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	67,719,166	0	0	67,719,166

建物	94,744,342	163,064,870	12,836,701	244,972,511
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	163,463,508	163,064,870	12,836,701	313,691,677

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地	29,061,246円
計	29,061,246円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	11,120,000円
計	11,120,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	244,972,511	0	244,972,511
小 計	244,972,511	0	244,972,511
その他の固定資産			
建物	12,813,740	0	12,813,740
構築物	8,423,972	0	8,423,972
機械及び装置	4,112,165	0	4,112,165
車輛運搬具	4	0	4
器具及び備品	6,983,003	0	6,983,003
権利	1,072,254	0	1,072,254
小 計	33,405,138	0	33,405,138
合 計	278,377,649	0	278,377,649

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	28,921,307	0	28,921,307
未収補助金	1,846,000	0	1,846,000
未収収益	3,152,473	0	3,152,473
合 計	33,919,780	0	33,919,780

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

重要な会計方針の変更にあるように、当年度より社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日制定）を採用している。そのため、固定資産に係る国庫補助金等特別積立金について再計算を行い、必要額について積立を行っており、その他の特別収益304,175円、その他の特別損失11,118,898円は、過年度国庫補助金等特別積立額によるものである。